

2011年3月29日

タテホ化学工業㈱

## 子育て支援計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日 ~ 平成24年3月31日までの1年間

2. 内容

### 目標1：男性従業員への育児休業取得を推進するための措置

< 対策 >

育児休業制度は既に制定されています

- ・平成23年4月～ 男性従業員向け育児休業制度の周知資料作成
- ・平成23年9月～ 男性従業員に対し資料の配布等育児休業制度の周知
- ・平成23年10月～ 推進（個別相談への対応）

### 目標2：年次有給休暇取得の推進

< 対策 >

- ・平成23年4月～ 前年度年次有給休暇取得状況の集計
- ・平成23年7月～ 年次有給取得集計結果に基づき取得率の低い部門の部門長に対し取得推進を促す

### 行動計画対策指針のうちで完了している項目

育児、介護休業法の規定を上回る制度の実施

- ・育児休業期間を最長1歳6ヶ月に達した日を含む年度末まで可能としている
- ・時間外労働の免除及び育児短時間勤務が同居し養育する子供が、小学校就学の開始に達するまで可能としている
- ・休業期間中の賞与は基本給の1ヶ月分の最低保障をしている

### 子育てサポート企業の認証

平成27年3月31日までに認定基準9項目を実現し、厚生労働大臣の「子育てサポート企業」の認定を受けるように致します。